

京都府立医科大学

入試ミスに係る

再発防止対策検討委員会報告書

令和8年1月9日

京都府立医科大学

## 目次

はじめに	1
I 概要	2
II 検証結果	2
III 再発防止策	4
おわりに	6
参考資料	7

## はじめに

本学では、令和7年4月、令和7年度の医学部医学科の一般選抜（前期日程）の英語において入試ミス（採点ミス）があったことが判明し、改めて受験者全員の答案用紙の再採点と合否判定を行った結果、新たに2名を合格とする事案（以下、「本事案」）が発生した。

令和7年6月12日付で公表した「令和7年度京都府立医科大学一般選抜（前期日程）の英語における採点の誤りについて」では、「入学試験における過誤を防止するため、今回の事態を受けて設置した『再発防止対策検討委員会』において検証を行い、再発防止に努めてまいります。」と表明している。

この表明を受け、本事案の原因究明と再発防止、さらに選抜業務改善に向けた取り組みを開始した。これまで計7回の検討委員会を開催する過程で、作問並びに採点関係者にヒアリングを行うなど選抜業務の実施過程及び体制を検証し、それらに対する大学のガバナンスや体制を併せて洗い直し、再発防止策を構築してきた。ここに、「入試ミスに係る再発防止対策検討委員会報告書」として取りまとめた。

## I 概要

令和7年2月25日に行われた京都府立医科大学一般選抜（前期日程）の教科・科目「英語」において、ホームページ上に公表した大問IIの問11の解答例が誤りではないかという指摘が、4月7日に京都府外の塾関係者から届いた。出題責任者に質すと「誤った解答例である」と確認できしたことから、正しい解答例に差し替えた。あわせて、採点が正答に基づいて行われているかを確認するために大問IIの問11の再採点を行うこととした。再採点の資料を作成する過程で、問11の答案では同様の解答でも点数に差があるなど、公正性に欠くと思われる採点が複数みられた。その点も踏まえ、入試ミスの全容を明らかにするため医学科入学者選抜委員会（以下「選抜委員会」）に特別ワーキングを置き、このワーキングが対応することとした。

当該設問の作問と採点に関わっていない学内教員（以下「学内教員」）が当該設問の再採点結果を確認することとした。また、同月22日には、特別ワーキングのメンバーにより、出題責任者に対するヒアリングが行われ、4月24日、5月22日と6月18日には、採点協力者に対してヒアリングを行った。

学内教員による大問IIの全問再採点の結果、誤加点や採点基準運用における一貫性の欠如が散見された。その結果、255人の受験者のうち217人で得点の変更があり、この結果をもとに、再度の合否判定が6月4日に行われ、2名の追加合格者がいた。6月12日付で、再発防止対策検討委員会（以下「検討委員会」）が発足し、この検討委員会が検証を開始し、特別ワーキングから資料等を引き継いだ。

検討委員会においては、本年6月から11月にかけて7回委員会を開催した。第1回から第3回までで本事案の経過に関する詳細な説明と質疑応答を介し、委員全員で本事案の情報共有をした。また、出題・採点協力者に対しては9月11日、10月22日、23日に、出題責任者には9月29日に、さらに10月23日に過去に第一外国語教室に在籍し同出題責任者の下で出題・採点協力を行ったことのある教員に、検討委員会としてヒアリングを実施し、事実確認を行った。

本事案に関する検証では、学内の入学者選抜業務の流れ、特に委員会などによる問題と解答例のチェック体制、出題責任者による作問・採点過程に着目した。あわせて、他大学での出題と採点に関する状況を可能な範囲で調査し、再発防止策への参考とした。

## II 検証結果

検討委員会では、本学の入試問題作成、点検や採点の体制について、作問グループ（出題責任者と出題・採点協力者）での業務体制とそれに対する大学側のガバナンスを中心に検証した。大学側における検証として、選抜業務実施に関する規程や要項などの文書を点検した。作問グループにおける検証では、採点を実施した出題責任者と出題・採点協力者

等へのヒアリングを元に、本事案に係る入試問題の作成、採点、点検過程を検証した。

### （1）学内体制の検証

本学の入試問題の作成並びに採点の体制について点検した。本学では、選抜業務に関するフロー図「医学科入学者選抜試験に係る出題・採点関係業務の流れ」があり、年度における業務が時系列に沿って記載されている。また、入試問題の出題体制、問題検討会、点検会等を記載した「医学科入試問題点検確認方法」もある。これらは、毎年度の早い時期に出題責任者と選抜委員会委員に配付される。これらを検討したところ、出題責任者に対する入試問題作成や採点における細かな点に注意を向けた記述が不備であった。

フロー図に沿って、各教科・科目に係る出題責任者は学長が指名し、出題責任者が出題協力者、校正補助者、採点協力者を学内外の者に依頼して学長に報告し、選抜業務を行っている。また、入試問題の検討並びに点検は、選抜委員会の委員により合計3回行われる。この間、印刷された問題文の校正は、作問グループにより2回行われている。

本学では、入学者選抜試験の出題関係者等は固定する傾向にある。したがって、出題関係者は業務を熟知し、採点・作問の細かな手引きの明文がなくとも適切に業務を行っていると考えられてきたが、本事案では必ずしもそうではないことが明らかとなった。また、問題検討会や点検会では、問題の内容の専門性、文章量、難易度等といった理由から、中身にまで踏み込んだ指摘は難しく、したがって出題内容に関するミスの排除は出題責任者と作問グループに大きく依存している。

上記の通り、マニュアルに作問・採点における手引きの記述が不備であり、採点のダブルチェック等について明文化されていなかった。他の教科・科目ではダブルチェックは確實に行われていたが、本事案の大問IIではダブルチェックができていなかったことがわかった。これは本事案の起きた直接の原因でもあることから、大学側の要因として最も大きな点であると言える。

### （2）出題責任者並びに採点協力者へのヒアリングから

出題責任者へのヒアリングから、英語の作問ではミスを防ぐため、長期間をかけて作問グループ内で多くの担当者の協力を得て、何度も注意深く点検をしていることがわかった。では、なぜこのような体制の中で本事案が起きてしまったのか、非常に多くの採点ミスがあった点について検証した。

出題責任者並びに採点協力者へのヒアリングの結果、大問IIの採点においては、初回の採点をさらに点検するダブルチェックの体制が全くなかったことが明らかとなった。これが本事案発生の直接の原因と考えられた。すなわち出題責任者による採点業務の確認体制構築に不備があった。人的欠員により一部が適切に実施できなかったことはわかったが、入試の採点という業務の重要性から、採点グループで、他の教科・科目で行われているようなダブルチェックの体制をとるべきであった。なお、英語における他の大問は複数人数

で採点しており、ダブルチェック体制がとられていた。

採点体制にかかる出題責任者へのヒアリングでは、本事案の発生の原因として、低い謝金のため採点の外部協力者が十分そろわなかつたことが挙げられた。しかし、調査の結果からは、本学の入試の謝金が他の公立大学に比べて著しく低額ではなく、採点協力者は主にキャリア形成のために採点に協力していることも分かった。

### （3）本事案が発生した要因として考えられる事項

#### i) 大学の制度の要因

- マニュアル中に作問・採点における手引きの記述が不備であったため、出題・採点グループ以外の外部からの検証ができなかつた。例えば、他大学では、初回の採点とそれを点検するダブルチェックで、採点に用いる色鉛筆の色を変えるなどが行われており、これによりダブルチェックの有無の確認が、出題・採点グループの外から検証することができる。他の教科・科目や英語の他の大問ではダブルチェックは行われていたが、それを可視化して確認する仕組みはなく、出題責任者や採点協力者の責任感に依存していた。
- 文部科学省から毎年発せられる入学者選抜実施要項では、入試問題と解答例の点検は、入試終了から合否発表までの間にも行うこと（実施後チェック）が求められているが、行えていなかつた。
- 選抜委員会で問題と解答例の検討と点検を行っているが、両者の扱いの責任体制が選抜委員会と出題責任者の双方で曖昧であった。入試の秘匿性により情報共有の範囲が明確でなく、選抜委員会による確認が不十分となつた。

#### ii) 出題・採点体制の要因

- 本来、大問別に組織される複数名の採点協力者で採点を実施することでダブルチェックを行う体制でありながら、大問 II においては採点協力者が一人になつたにもかかわらず、出題責任者が対策をとらなかつたことが大きな要因である。入試という多くの受験者に影響を及ぼす重要な事項であることから、出題責任者は、マニュアルにおける明文がなくとも採点内容のダブルチェックを行う体制を作ることは必須であり、実際、他教科・科目では実施している中で、人的欠員が出ていることを知っていた出題責任者は、採点時までに体制を整えることが可能だったと考えられる。

## III 再発防止策

### ＜ガバナンスに関する対応＞

作問と採点の入試ミス防止のため、入試に関するマニュアルを再整備し、作問および採点における細かな手引き、注意点を書き込むことで、令和 8 年度の入試から全科目に適用する。当該記述には以下の 11 項目を含む。

### （1）作問と解答例作成の過程

- i) 出題責任者の学長指名は、必要に応じて年度が改まる前に行うことも可能とする。早めに作問に取り掛かることができるようとする。
- ii) 問題と解答例の作成・検討は、出題責任者のリーダーシップの下、複数人数が集まり議論の中で進めていく。
- iii) 作問にあたっては、解答が一つの方向に収束するような出題、問い合わせをするよう努める。また、高校卒業の能力を有するものが受ける試験であるという視点からの質と量、難易度を勘案した問題および解答例を作成するように心がける。
- iv) 問題検討会では、問題、解答例ともに完成したものを提示し、検討を受ける。その後に変更があれば、点検会等で報告し説明する。

### （2）問題検討会から入試当日の間

- v) 10月と11月の校正期間には、各教科・科目とも原則複数回の校正を行う。
- vi) 校正の過程で問題や解答例を変更した場合には、出題責任者は12月の点検会で報告し、了承を得る。1月の最終点検会以降に解答例を変更する場合には、出題責任者は選抜委員長に報告し、了承を得る。（上記ivと関連）。

### （3）採点中の体制について

- vii) 採点においては、初回の採点を別の採点者が点検し（ダブルチェック）、初回と点検の際の鉛筆の色を変えたり点検者が答案の綴りにサインするなどして、ダブルチェックが行われていることが学内委員会等にもわかるようにする。
- viii) 採点基準については、必要に応じて採点の過程の部分点などについてメモしておく、採点者の間で共有できるようにしておく。採点基準のメモ書きは、必要に応じて選抜委員長に提示・説明できるようにしておく。

### （4）実施後チェックと解答例の公表について

- ix) 試験終了後の実施後チェックでは、外部の教科・科目の専門家による入試問題と解答例の点検制度を確立する。現行の問題検討会前の「第三者チェック」、試験当日の「当日チェック」とあわせて、作問に関わらない者による点検を行う。
- x) 出題責任者は、採点終了後、採点に用いた解答例を選抜委員長に提出し、選抜委員長の責任の下でホームページ上にアップロードする。

### （5）その他

- xi) 採点期間として2日間を設ける。出題責任者ならびに採点協力者は、2日間の間に採点並びにダブルチェックを完了する。採点者は、採点時間中は採点に専念することとする。

#### ＜出題責任者に対する対応＞

出題責任者は、選抜業務において、入試マニュアルにおける作問・採点に関する記述に沿って業務を行い、その内容については、必要に応じて選抜委員会が検証できるようにする。出題責任者には、これらの業務に真摯に向き合う姿勢が求められる。また、今回のような事案が発生した場合には、選抜委員会は、必要に応じて入学試験委員会委員長と協議し、業務改善の指示を出すことができる体制を構築する。また、学長のガバナンスのもと、このような検証・改善の枠組みを全学的に機能させる。

#### ＜その他＞

人的、時間的な要因に対する対応を追加として挙げておく。入試問題の作成や採点は、ミスが起きないことが前提となっている非常にストレスの高い業務である。大学は、担当者が積極的にまた誇りをもって業務に向き合えるような動機付けをする仕組みを導入する必要がある。

### おわりに

今回の入試ミス事案では、本来合格すべき 2 名の受験者を不合格と判定し、不当な不利益を与えることになった。

本検証からは、本学の入学者選抜の作問と採点が、少数の個人に依存していることが浮き彫りとなった。単科医科大学という限られた人的リソースの中で、入試関係者の努力により入学者選抜業務が行われてきたこともわかった。一方で、出題責任者の経験と責任感に過度に依存し、大学として制度の整備、規則やマニュアルに不備があったことも明らかとなった。これを受けて、まずマニュアルにおいて作問と採点に係る記述を整備した。

入試ミスを繰り返さず、ミスからの教訓を風化させないよう、継続して改善することが大学に求められる。その中には、入試において受験者が主体であることを理解することも含まれる。

今後の入試問題の作成並びに採点においては、本報告書の「再発防止策」にあるような方策によって臨む。入試ミスを完全に防ぐことは、人間・行動科学から示されるように達成困難な目標である。しかし、それに向けて最善の努力を尽くすことは可能であり、本学の選抜業務においても実践されるべきものと考える。

## 参考資料

1. 令和 7 年度一般選抜（前期日程）における入試ミスに係る再発防止対策検討委員会の設置について

### 京都府立医科大学入学者選抜における入試ミスに係る再発防止対策検討委員会設置要項

令和 7 年 6 月 12 日制定  
(設置)

第1条 京都府立医科大学（以下「本学」）医学部入学試験委員会に、京都府立医科大学入学者選抜における入試ミスに係る再発防止対策検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(任務及び目的)

第2条 委員会は、本学の令和 7 年度一般選抜（前期日程）で起こった入試ミスについて、その原因、問題作成・点検並びに採点作業の過程及び実施体制等を検証するとともに、再発防止のための対策について検討し、今後の本学における入学者選抜の実施体制等の改善案を報告書としてまとめることを目的とする。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員で組織する。

- (1) 入試を担当する副学長
- (2) 学長が指名する医学科入学者選抜委員会委員
- (3) 学長が指名する専任教授
- (4) その他学長が必要と認めた者

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、前条第 1 項の委員をもって充てる。

- 2 委員長は、副委員長を指名する。
- 3 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(委員以外の出席)

第5条 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を出席させ、その意見を求めることができる。

(委員会の事務)

第6条 委員会の事務は、教育支援課において処理する。

(雑則)

第7条 この要項に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

## 附 則

この要項は、令和 7 年 6 月 12 日から施行する。

## 2. 検討委員会名簿

令和7年度一般選抜（前期日程）における入試ミスに係る再発防止対策検討委員会 名簿

役職等	第3条関係	氏名	備考
副学長、脳神経外科学教室教授	(1)による	橋本直哉*	委員長
学生部長、選抜委員長、予防医学部門教授	(2)による	武藤倫弘*	副委員長
ゲノム医科学部門教授	(3)による	田代啓	委員
教育センター長、麻酔科学教室教授	(3)による	天谷文昌	委員
選抜副委員長、化学教室教授	(2)による	大庭誠	委員
分子生化学部門教授	(2)による	中田慎一郎	委員
教育センター入試室室長	(3)による	小野勝彦*	委員

\*は、検討委員会発足前の医学科入学者選抜委員会特別ワーキングのメンバー

## 3. 再発防止対策検討委員会開催

第1回 令和7年6月26日

第2回 令和7年7月17日

第3回 令和7年8月19日

第4回 令和7年9月19日

第5回 令和7年9月29日

第6回 令和7年10月17日

第7回 令和7年11月13日

ヒアリング調査 令和7年4月22日（特別ワーキング）

令和7年4月24日（特別ワーキング）

令和7年5月22日（特別ワーキング）

令和7年6月18日（検討委員会）

令和7年9月11日（検討委員会）

令和7年9月29日（検討委員会）

令和7年10月22日（検討委員会）

令和7年10月23日（検討委員会）

他学の状況調査 令和7年8月27日